

第 5 3 号議案

豊川市市税条例の一部改正について

豊川市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第35条の 2 （略） 2 前項の規定により <u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （1）～（3）（略） 3 第 1 項の規定により <u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>には <u>_____</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第37条の 2 法第348条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当	（市民税の減免） 第35条の 2 （略） 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）（略） 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合 <u>においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 第37条の 2 法第348条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当

該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）～（6）（略）

（固定資産税の減免）

第49条（略）

2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が

該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）～（6）（略）

（固定資産税の減免）

第49条（略）

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

<u>同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> ○ (1)～(5) (略) 3 第1項の規定により <u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第111条 (略) 2 前項の規定により <u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> 3 第1項の規定により <u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第12条の2 (略) 2～12 (略) 13 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u> 14～23 (略)	(1)～(5) (略) 3 第1項の規定によって<u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合において</u>は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第111条 (略) 2 前項の規定によって<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、市規則の定めるところにより、減免の申請をしなければならない。</u> 3 第1項の規定によって<u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第12条の2 (略) 2～12 (略) 13～22 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第37条の2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免手続について職権による減免を可能とするとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定め、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免手続について職権による減免を可能とするとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定め、併せて所要の規定の整備を行うものである。
第 3 5 条の 2 第 2 項 第 3 項	市民税の減免	市民税の減免手続について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免することが必要であると認められる場合は、職権により減免をすることができるものとする。
第 3 7 条の 2	固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	規定の整備
第 4 9 条 第 2 項 第 3 項	固定資産税の減免	固定資産税の減免手続について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免することが必要であると認められる場合は、職権により減免をすることができるものとする。
第 1 1 1 条 第 2 項 第 3 項	特別土地保有税の減免	特別土地保有税の減免手続について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免することが必要であると認められる場合は、職権により減免をすることができるものとする。
附則第 1 2 条の 2 第 1 3 項～ 第 2 3 項	法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合	特定バイオマス発電設備について、固定資産税の課税標準の特例割合を 7 分の 6 と定めるものとする。 この改正は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。